

▶ ILO 産業別概況

2020年6月

COVID-19と教育セクター

2020年4月13日現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延を防止するために、世界中の多くの国々で学校や大学が閉鎖されている。192か国で全国的な閉鎖が義務付けられ、15億8,000万人（履修登録されている学習者全体の91.4%）の学習が中断されており、ほぼ全ての教育システムで遠隔学習ソリューションの導入が進んでいる¹。この混乱は、6,300万人を超える初等・中等教育教員、そして数多くの教育支援スタッフの仕事にも影響を及ぼしている。また、幼児教育従事者、技術・職業訓練従事者、高等教育教員にも影響が及んでいる。

学校閉鎖は武力紛争時あるいは貧困地域や農村地域でも起こりうるが、世界規模でパンデミックが教育にもたらす混乱は、その影響範囲、雇用への影響、抜本的変容を招くという点において前例がない。現在の状況がいかに例外的なものであるかは、学校閉鎖の影響緩和のためのテクノロジーや遠隔学習・バーチャル授業の急速な導入や、教育上の課題に取り組むためのバーチャル戦略の規模にも表れている。

学校と教員は工夫しながら、従来の教室授業の代替として様々なテクノロジーを使った戦略を採用し、ビデオ会議やオンライン学習プラットフォームを通じて授業を行い、学校内のイントラネットやメッセージツールを通じて教材やワークシートを共有している。ラジオ番組やテレビの全国放送を用いて学校の授業や教育素材を放送している国もある。これは特に、技術インフラが不足している地域に多く見られる。



遠隔授業

今回の混乱に対するこのようなソリューションは革新的であり即応性に優れている。しかし、この危機に効果的かつ包括的に対応できるようなリソース、技術インフラ、そして教育技術マーケットを活用できる優位な立場の学校・地域がある一方で、そうでない学校・地域があるのも事実である。バーチャル授業に重きを置くと、開発途上の地域、疎外されたコミュニティや農村部において既に存在する不平等を悪化させる可能性がある。こうした地域では、テクノロジーや信頼性の高いインターネット接続へのアクセスが制限されている可能性があるからである。学校内でも、障がいや家族の所得状況といった不平等によって、遠隔教育にアクセスできないことがある。学校や教員にとって重要な、学習者が社会と交わることを促し、学校給食プログラムなどの社会サービスを提供するという役割は、遠隔教育では果たすことができない²。

¹ UNESCO: [COVID-19 educational disruption and response](#), 13Apr. 2020.

² WFP: [Global Monitoring of School Meals during COVID-19 School Closures](#), 14 April 2020

児童労働の撤廃を目指すILOのプロジェクトの調査によると、過去に児童労働に従事させられた、あるいはその恐れがあった学童は遠隔教育にアクセスできる可能性が低い。このような不利な状況にあるコミュニティでは通常、技術が乏しいか、全く利用できないため、遠隔教育の質が低い可能性がある。パンデミックの期間中あるいはその後に、教育システムからのドロップアウトが増加し、児童労働が増えるリスクがあることは明白である。

COVID-19危機前のバーチャル授業・遠隔授業の成功例では、教員は訓練を受けており、学生の技術的な環境は整っており、概ね危機とはいえ状況で授業が行われてきた。COVID-19のパンデミックの状況下では迅速な行動が求められるため、まずはテクノロジーへのアクセスを確保することに重きが置かれてきた。テクノロジーと学習を効果的に統合する方法については、そこで教員が果たす極めて重要な役割を含め、より注力していく必要がある。また、学生が自主的な学習をするスキルについても一層注意を払う必要がある。

危機の間に新たに採用された形態で質の高い教育を継続するためには、適切なリソースと安全が確保された授業環境と、ディーセントな労働条件が教員に必要である。COVID-19に初動対応した教員の例を見ると、専門的な支援と訓練、労働安全衛生、雇用と労働条件、教育における対策への関与が中心的な課題であった。

▶ 1. COVID-19の影響

専門的な支援と訓練

危機が突然発生したため、新たな現実がもたらす需要と期待に対する準備がないまま、多くの教員がバーチャルな教室で授業をすることを余儀なくされている。リモートな働き方への移行を急かされたため、バーチャル授業・遠隔授業の方法、バーチャルな職場とクラスの管理、学生を新しい革新的な形の学習に積極的に参加させる方法を学び、適応する準備期間が十分に与えられていない。教員自身に介護や育児の責任があり、テクノロジーやインフラへのアクセスが十分でない場合には、さらに大きな問題を抱えた例もある。そして多くの場合、教員は備品や機器の費用を自己負担することを迫られている。例えば、ケベックでは、自宅にコンピュータのない教員に対して学校がコンピュータを提供するよう求めているが、他の経費、すなわちインターネット利用料や電話回線使用料などの立替分の払い戻しについては、各地方自治体の教育行政の裁量に任されている³。

一部の学校・高等教育機関と教育省では、暫定的な形ではあるが、オンライン・コンテンツの配信、バーチャル・クラスルームの管理およびテクノロジーの活用について速習コースを作成し、教育資源と学習教材をオンライン・プラットフォームへと移行するための後押しをしている。現在

進行中のパンデミックへの対応として、アラブ首長国連邦教育省とハムダン・ビン・モハメット・スマート大学は、オンライン・クラスルームを管理しテクノロジーを活用する方法に関するeラーニングのコースを42,000人以上の教員と学術関係者に提供した。このコースでは申し込みから24時間でトレーニングを完了できるとされており、既に22,000人が修了証明書を取得している⁴。こうした対策は緊急のニーズには対応できるものの、トレーニングは専門的基準に準拠し、教育の質を損なわず、長期的に遠隔授業を補完するよう詳細まできちんと開発する必要がある。

労働安全衛生

社会的な集まりは世界中で制限されているが、一部の国や地方自治体ではまだ学校閉鎖をしていない。このため、どのような場合に合理的に安全でないことを理由に教員が働くことを拒否する権利があるかという疑問が発生する。オーストラリアの一部の州では、子どもの世話を理由に最前線で働く医療従事者や救急隊員の出勤を妨げられないことがないよう学校は閉鎖されていない。しかし一方で、教員は、自分自身の健康と安全を守るだけでなく学生と一般市民の健康・安全を守るため、社会的に必要な不可欠ではない他のサービスと同様、学校の閉鎖を求めている。多くが、対面授業が続いている結果として、士気の低下やストレスを訴えている⁵。

3 Alliance des professeures et professeurs de Montréal.

4 "Ministry says 22,000 teachers now qualified to give e-training courses", in Arabian Business, 16 Mar. 2020

他の国でも、社会的に必要な不可欠な仕事に就いている親が出勤できるようにするため同様の措置が取られている。例えば、ベルギーでは、極めて重要なセクターで働く親を持つ子どものために、幼稚園は引き続き開園している⁶。教員の仕事が必要不可欠とみなされるとしても、仕事による潜在的な健康リスクや安全リスクに関して教員が声を上げられるようにすべきであり、健康で安全な職場を担保するための適切な戦略の策定に教員が関与すべきである。これには、衛生資材の利用や予防的措置に関する訓練を含む。アメリカ合衆国の一部地区では、教員が自分のクラスのために自己負担でクリーニング用品を購入したという報告もある⁷。

COVID-19やパンデミックへの対応措置による社会感情やメンタルヘルス面での教員・親・学生への影響——不安、ストレス、不確実性を含む——は広く議論されてこなかった。しかしこれらは、防護措置や社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）と同様、労働安全衛生（OSH）にとって極めて重要であり、OSH戦略策定にあたり考慮しなければならない⁸。一部の国では学校再開の準備をしており、教員や教育従事者が感染リスク、および感染上の脅威であるとみなされる人々への差別の問題に対応しなければならない中、このようなメンタル面での影響は増幅する可能性がある。

家事労働における性別役割分担を考えると、COVID-19に起因する家族の介護・看護に関する追加負担は女性労働者がより多く担うことになるだろう。多くの国で、特に幼児教育と初等教育において教育は女性が担うことの多い職業となっており、特にこの追加負担の影響を受けることになる。

雇用と労働条件

多くの教育システムでは、遠隔授業への移行において正規雇用の教員には給与を保証している。学校閉鎖とあいまって、オンライン授業や遠隔授業の採用により、有期

の雇用契約関係にあることが多い教育従事者の間で、雇用保障に対する懸念が高まっている。この中には、幼児教育に従事する労働者、代替教員、契約ベースで働く教員、ティーチングアシスタントが含まれる。多くの国で、教育支援要員は臨時、パートタイム、あるいは契約上制約のある状態で雇用されており、集団としての代表制を欠くことが多い。学校が閉鎖されたため、多くの代替教員が雇用、所得あるいは福利厚生を得られなくなっている。

高等教育ではキャンパスが閉鎖され、外国人留学生在が帰国したため、契約ベースで働く教員や清掃・ケータリングなどの支援スタッフがレイオフに直面している。母国に帰った外国人留學生はプログラムから退学する場合もある¹⁰。

例えばイギリスでは、政府の命令による学校閉鎖に伴い、一部の学校では賃金支払いを一時停止したほか、代替教員の契約を終了した¹¹。全国教員組合（NASUWT）の報告によれば、有期雇用契約が契約満了を待たず支払なしに打ち切れ、求人が撤回され、教員は自宅待機を理由とした賃金引き下げの脅威に直面している。同組合は更に、政府の分類上脆弱な健康状態にあると区分される教員が働くよう指示されたり、出産休暇を取っていた教員が早めに休暇を切り上げるよう推奨されたりしている一方で、出産休暇中の代替教員の契約が取り消されている事例があると述べている¹²。

アメリカ合衆国でも同様の傾向が報告されており、一部の州では代替教員が学校閉鎖の間、給与支払いを受けられず、福利厚生を失うリスクに直面している¹³。今回の危機により、有期契約の労働者や組合に入っていない労働者、その他の形の集団的代表を欠く労働者の脆弱性が浮き彫りになった。代替教員はその他の教育支援スタッフのように、パンデミックの結果として策定された暫定的な教育戦略に組み込まれる可能性があるが、所得や福利厚生の権利を失うべきではない。

5 “Coronavirus Australia: Teachers ‘afraid and angry’ over decision to leave schools open”, in 7 News, 22 Mar. 2020; “Stress and anxiety high among teachers as schools remain open despite coronavirus pandemic”, in 7 News, 20 Mar. 2020.

6 “Belgian kindergartens only open to babies whose parents work in a ‘critical’ sector”, in Brussels Times, 22 Mar. 2020.

7 “Teachers pay out-of-pocket to keep their classrooms clean of COVID-19”, in Economic Policy Institute, 12 Mar. 2020.

8 ILO: Care work and care jobs for the future of decent work, Geneva: ILO, 2018, p. 171.

9 NASUWT, Coronavirus (COVID-19) - Dealing With Harassment And Abuse.

10 “As Coronavirus Drives Students From Campuses, What Happens to the Workers Who Feed Them?”, in Chronicle of Higher Education, 13 Mar. 2020; “Hundreds of university staff to be made redundant due to coronavirus”, in Guardian, 2 Apr. 2020; “Australian universities suffer job losses over coronavirus concerns”, in Independent Australia, 14 Mar. 2020.

11 “Coronavirus in the UK: ‘Distraught’ supply teachers on long-term contracts fearing for their homes after being laid off by schools”, in iNews, 26 Mar. 2020.

12 NASUWT: Coronavirus: Teachers’ rights ‘being trampled over’, in TES, 30 Mar. 2020; “Callous decisions made at a time of national crisis”, 30 Mar. 2020

13 “Substitute teachers facing financial hardship, loss of benefits in coronavirus shutdown”, in News Tribute, 19 Mar. 2020.

ケニアでも雇用喪失が報告されており、低予算の私立学校で働いていた教員が、学校閉鎖の期間中、無給で一時解雇された。休暇が義務付けられている間、スタッフは給与の10%を受け取り健康保険の権利もある¹⁴。パキスタンの私立学校で働く教員も、雇用と所得の喪失について同様の懸念を表明した。パンジャブ州政府が最近、教員の雇用は確保した上で、私立学校が自主的に毎月の授業料を20%引き下げようように要請したからである¹⁵。

社会対話

教員と教員団体は概して、パンデミック対策に迅速に適応し、遠隔教育を導入しようという政府の取り組みを支援してきた。COVID-19の蔓延を食い止めるためには政府や諸機関の迅速な対応が必要であるが、教員やその代表者は対応戦略に十分に関与し、協議に参加してきたわけではない。彼らの意見は、教育の質を確保し教育職の規律を保つ上で不可欠である。教員との労働協約を停止あるいは無効にすることは、これらの原則に反する可能性がある。

例えば、カナダのケベック州では、教員や教育スタッフとの労働協約が一時停止され、この特殊な状況に対応するために、職務、スケジュール、職場の変更を認めることになった。教員組合への事前の相談は行われなかった¹⁶。

他の国では、教員団体との間でより積極的なアプローチが取られている。アルゼンチンでは、6つの教員団体から成る委員会を教育省が設置して、遠隔教育の方法について計画を立てることになった¹⁷。アメリカ合衆国のロサンゼルスでは、教員の教員組合（ロサンゼルス統一学区教員組合）が、パンデミック期間中のオンライン教育・学習に関連した教員のための諸条件を設定することでロサンゼルス統一学区当局と合意した。その中には、勤務スケジュールを作成する際の柔軟性、授業方法に関する裁量、学校閉鎖時に給与や福利厚生を失わないための保護が含まれる。この合意は、現在交渉中の他学区でのモデルとなりうると期待されている¹⁸。フィンランドでは、フィンランド教員労働組合（OAJ）が、教育上の緊急措置について相談を受け、OAJはこの措置を支持した¹⁹。

14 “[Bridge schools send teachers home amid coronavirus crisis](#)” in Daily Nation, 27 Mar. 2020.

15 “[Punjab govt directs private schools to give 20pc fee concession](#)”, in Pakistan Today, 7 Apr. 2020.

16 “COVID-19: [Quebec teachers in shock after government suspends collective agreements](#)”, in CTV News, 19 Mar. 2020.

17 Government of Argentina: “[Coronavirus: Trotta encabezó una comisión de trabajo con gremios docentes](#)”.

18 “[LA Unified, teachers' union reach agreement over distance learning guidelines](#)”, in EdSource, 9 Apr. 2020.

19 Trade Union of Education in Finland (OAJ), [Schools and educational institutions switching to distance learning – salaries will be paid as normal](#), 17 March 2020.

▶ 2. 政労使とパートナーによる対応

ほとんどの政府が学校を閉鎖し、学生向けに何らかの形の遠隔教育プログラムを立ち上げているが、この点に関する教員支援対応は様々である。国際通貨基金（IMF）によると、ほぼ全ての政府が教育への支出を増やしている。この資金の多くがオンラインおよび遠隔授業技術の導入に使われており、資金が教員の賃金あるいはオンライン・テクノロジーを活用するためのトレーニングに費やされたという証拠はほとんどない²⁰。

デジタル・スキルやICTスキルに通じた教員はあまりいないため、短期間に教材をデジタル化することには困難が付きまわっている。南西アジアとサハラ以南のアフリカの多くの国では、インターネット接続を利用できる世帯は全世帯のわずか20%ほどにすぎず、パソコンを保有する世帯はほとんどない。ペルーでは、コンピュータとインターネット接続にアクセスできるのは教員の35%である。このため、ペルー政府はテレビ局やラジオ局を使って授業や教材を学生に提供するほか、「Aprendo en casa」（自宅で学ぼう）というオンライン・プラットフォームを提供している。カメルーンでは、インターネットにアクセスできる教員は20～25%であり、大半の教員にはICTスキルがないと見られている。同国政府は、教員と生徒が既になじみがあるプラットフォーム、例えばラジオやテレビを通じて教育にアクセスできる「Protective Learning Routine」（身を守る学習習慣）を設立するタスクフォースを立ち上げた。ウガンダでは、ICTスキルのない教員向けの能力構築ワークショップを行う教員訓練機関が設置された²¹。

賃金面では、パキスタンやソマリアなど私立学校が広く普及している国で、需要が低下して教員が解雇されている一方、公立学校では政府が教員の給与の維持に努めているという報告がある。フィリピンでは、政府が3月分と4月分の教員給与を早めに払うように努める一方、緊急事態期間中の教員のパフォーマンス評価は中断している。まだ学校にいる教職員と教育スタッフには、ボーナスとして危険手当と衣料手当が支給される予定である。しかし、労働組合が危機に直面している教員の金銭面の状況に懸念を表明しており、こうした措置が実際に実施されたかどうかは明らかでない²²。ウガンダでは、教員が生活必需品を備蓄し自らの使命に集中できるよう、給与の適時支払をすることを教育・スポーツ省が報告している²³。

国際レベルでは、国連教育科学文化機関（UNESCO）が国際教育連合（Global Education Coalition）を立ち上げた。ILOも加盟している同連合は、COVID-19に対する教育面での対応を支援するために、国際機関、非政府組織、民間セクターを結集させることを狙いとしている。ILOはEducation 2030に向けた国際教員タスクフォース（The International Task Force on Teachers for Education 2030）にも参加しているが、同タスクフォースは教員に対する行動要請（Call for Action on Teachers）を発表し、政府、教育提供者、資金提供者——官民を問わない——とあらゆる関係者に対し、教員の雇用と賃金を維持すること、教員および生徒の健康・安全・福祉を優先すること、COVID-19に対する教育対応の策定にあたり教員を関与させること、適切で専門的な支援とトレーニングを行うこと、公平性を教育対応の中核に据えること、そして支援対応の中に教員を含めることを求めた²⁴。

他にも数多くの国際機関が学校閉鎖中の教育を支援するツールを開発している。その中には、国連児童基金（UNICEF）が示した、教員がCOVID-19について子どもに伝える方法に関するガイドンスもある²⁵。

企業や基金は、遠隔学習管理システム、モバイル・テクノロジー学習システム、大規模なオンライン・コース、自主学習コンテンツ、ライブ・ビデオ・コミュニケーションをサポートするコラボレーション・プラットフォームを推進することを目的としたツールをリリースして対応を図っている。また、オフライン学習のためにダウンロードできるツール、教員がデジタル学習コンテンツを作成できるツールもリリースしている。デジタル・テクノロジーの多くが無償で提供されており、こうした技術の広範な活用は政府に高く評価されている。多くの政府が、こうした技術を遠隔教育戦略の一環として取り入れている²⁶。一方で、教育現場に急速にテクノロジーが普及したことで、品質管理や公的調達手続きを経ることなく、公教育の現場に市販用製品が浸透するという懸念も多くの国で提起されている²⁷。

20 International Monetary Fund: [Policy responses to COVID-19](#).

21 UNESCO: COVID-19 Webinar: [A new world for teachers, education's frontline workers](#), 27 March 2020.

22 “[DepEd urged to provide COVID-19-related assistance to public, private education workers](#)” Manila Bulletin, 4 April 2020.

23 UNESCO: COVID-19 Webinar: [A new world for teachers, education's frontline workers](#), 27 March 2020.

24 International Task Force on Teachers for Education 2030: “[Teacher Task Force calls to support 63 million teachers touched by the COVID-19 crisis](#)”, 27 Mar. 2020.

25 UNICEF: [How teachers can talk to children about coronavirus disease \(COVID-19\)](#).

26 UNESCO: [National learning platforms and tools](#).

27 “[‘This is online education’s moment’ as colleges close during coronavirus pandemic](#)”, MarketWatch, 18 March 2020.

国際産業別労働組合（GUF）である教育インターナショナル（Education International）は、COVID-19パンデミックに関する指導原則を発表しており、その中には教員に対する保護、社会対話、遠隔教育の提供における公平性の促進に関する原則が含まれる²⁸。

過去数週間で、新型コロナウイルス感染者数のピークが平坦化、または減少傾向にあり、経済活動を再開した国々では、学校が再開された。こうした動きは、学校が感染症リスクの要因となることは限定的であり、クラスの縮小や、教員・生徒の病気休暇制度の拡大など、さらなるリスク軽減策が講じられているという理解に基づく。²⁹ しかし、教員組合では、学校の安全と教員や学校職員を感染から守る必要性について不安が広がっている。生徒と職員との間の社会的距離の確保を実施することは、多くの学校環境で困難であるからだ。³⁰ 安全な学校再開を実施するため、具体的な提案をしている組合もある。たとえばドイツ教員組合連盟は、2週間ごとに交替するシフト勤務制を提案している。³¹ また、感染症の世界的蔓延によってさらに広がる格差についても懸念し、学校再開に向けた方針を策定する際に、社会対話を呼びかけた。³² 教育インターナショナルは、学校、教育機関再開に向けた指導原則を発表した。この中で、学生や教職員の安全衛生対策に関するニーズを評価し、現場での指導、学習に移行するために必要な枠組みやリソースについて合意するため、教育者や代表的な組合、機関との社会・政策対話を行うことが強調されている。³³ ILO、ユネスコも参加するEducation 2030に向けた国際教員タスクフォースは、学校再開に向けた取り組みを行う各国の教育機関を支援するためのガイドラインを発表し、社会的対話、学校職員の安全と健康、メンタルヘルス、教員養成や研修、権利と労働条件、教育活動のための資金、監視・評価³⁴を求めた。

28 Education International: Resolution outlining educators' key demands to all governments and international institutions dealing with the COVID-19 outbreak, 6 April 2020.

29 WHO (2020). Considerations for school-related public health measures in the context of COVID-19, Annex to Considerations in adjusting public health and social measures in the context of COVID-19, 10 May.

30 South African Democratic Teachers' Union (SADTU) (2020). SADTU North West Media Statement on the Reopening of Schools, 16 May; National Education Union (UK) (2020). Coronavirus - what we say today, 14 May.

31 German Teachers' Association (2020). Practice-oriented proposal for "Phase 2", 27 April. Federación de Enseñanza CC.OO. (2020). Resumen de la reunión de la mesa de negociación del personal docente no universitario, 19 May.

32 American Federation of Teachers (2020) Plan to Safely Reopen America's Schools and Communities, 29 April.

33 Education International (2020). Education International Guidance on Reopening Schools and Education Institutions, 30 April.

34 TTF (2020). Guidelines to support national authorities in their back-to-school efforts, 18 May.

▶ 3. ILO のツールと対応

1966年のILO/UNESCO教員の地位勧告および1997年の高等教育教職員の地位に関するUNESCO勧告（英語）は、教員の義務と責任に関する原則を設定したのみならず、教員と教育当局間の対話に関するガイドラインを提供している。2013年の幼児教育従事者のディーセント・ワークの促進に関するILO政策指針（英語）は、幼児教育従事者の労働安全衛生（OSH）に関するガイダンスを提供し、この中には感染症への具体的な言及も含まれている。感染症は、この職業に共通するリスクであるからである。2012年の教育職における優れた人事慣行ILOハンドブック（ILO Handbook of good human resource practices in the teaching profession（2012））では、更に詳細なガイダンスが記載されている³⁵。

2017年の平和及び強靱性のための雇用及び適切な仕事勧告（第205号）は、紛争や災害から生じる危機的状況における、教育や職業訓練、指導の提供に対する原則を定めている。同勧告は、危機と復旧のあらゆる段階で無償で質の高い公教育へのアクセスを求めている。その中には、学習が中断した学習者に対する再学習プログラムを含む。本勧告はまた、復旧と再建にあたり発生するスキル・ニーズを評価し、これに対応するための全国レベルの教育・訓練・再訓練のプログラムを策定あるいは調整することを各国に求めている。この際には、教育訓練機関・使用者団体・労働者団体と協議し、官民のあらゆるステークホルダーが十分に関与することが必要である。

ILOは教員に関する国際基準に基づき、UNESCOやEducation2030に向けた国際教員タスクフォース（International Task Force on Teachers for Education 2030）などのパートナーと共に、以下を求めている。

- ▶ 危機の間、雇用関係を問わず、教員や教育スタッフの賃金や福利厚生を維持すること。

- ▶ 教員が遠隔授業に移行する際に適切なトレーニングと支援を行うこと。

- ▶ 授業が再開した一部の国では、教員と教育スタッフに対してOSHに関する十分な保護を提供すること。

- ▶ 危機に対応する緊急教育政策を設計・実施するための政府、教員団体および私立学校経営者の間の社会対話を行うこと。この中では、生徒と教員のニーズを考慮し、公平性の原則に鑑み、そして世界的な危機下での学力習得と健康の維持とのバランスを取らなくてはならない。社会対話は、パンデミック後の回復局面においてSDG4 Education 2030行動枠組み（SDG4-Education 2030 Framework for Action）に沿った教育への投資を確実にするためにも不可欠である。

ドイツ国際協力公社（GIZ）が資金を提供し、アフリカ5か国でデジタル化と教育職に関する研究が進行中である。この研究は発展途上国で遠隔教育がどのように機能し、またテクノロジーがCOVID-19に対応する上でどのように役立つかについての知見を提供している。

ILOは、スキルと就業能力に関する活動を通して、パンデミックと訓練施設の閉鎖により技術・職業教育およびトレーニング、実習がどのように影響を受けたか、そして遠隔教育への急速な移行により訓練生と教員がどのように影響を受けたかをモニタリングしている³⁶。児童労働を撤廃し、教育を促進するILOのプロジェクトでは、学校閉鎖が児童労働に陥りやすい子どもたちにどのような影響を与えているかをモニタリングし、質の高い遠隔教育を支援するために教育システムと連携している。

³⁵ <https://www.ilo.org/education>を参照。

³⁶ ILO: Discussion: Continuing online learning and skills development in times of the COVID-19 crisis. 27 March - 17 April.

問い合わせ先

International Labour Organization
4, Route des Morillons
CH-1211 Geneva 22 – Switzerland

Sectoral Policies Department
E: covidresponsesector@ilo.org